

那須塩原市介護保険住宅改修Q&A

R7.3時点

手すりの取り付けに関すること

Q

手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もありますが、住宅改修の支給対象となりますか。

A. 支給対象となります。利用者によって、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、利用者の身体状況に応じて手すりの形状を選択してください。

Q

既存の手すりの形状が握りづらい、高さが合わないなどの理由で、手すりを付け替える工事は住宅改修の支給対象となりますか。

A. 利用者の現在の身体状況から必要と認められる場合は支給対象となります。その際、住宅改修が必要な理由書に、既存の手すりが利用者の身体状況に適さない状況を記載してください。

Q

既存の手すりが老朽化し、破損する恐れがあるため手すりを付け替える工事は、住宅改修の支給対象となりますか。

A. 支給対象となりません。単に老朽化したことが理由である場合は、支給対象外です。

Q

玄関以外の出入り口(勝手口など)に手すりを設置する工事は住宅改修の支給対象となりますか。

A. 利用者が日常生活の動線上で、玄関以外の出入り口を利用しなければならない理由がある場合は、支給対象となります。その際、住宅改修が必要な理由書に、どのような場面で利用する必要があるのか具体的に記載してください。
趣味のための外出に利用する(畑仕事を行うためなど)ことのみが理由となる場合は、支給対象となりません。

Q

玄関に設置してあるくつ箱に手すりを取り付ける工事は住宅改修の支給対象となりますか。

A. くつ箱が固定されていることが確認できる場合に限り、支給対象となります。

Q

階段の両側とも手すりを取り付ける工事は住宅改修の支給対象となりますか。

- A. 利用者の現在の身体状況から必要と認められる場合は支給対象となります(ふらつきがひどく、両手でしっかりと手すりを握って階段を昇降する必要がある、半身麻痺があるため、昇降の際に利き手で階段を握る必要があるなど)。その際、住宅改修が必要な理由書に必要性を記載してください。

Q

開き戸や引き戸に手すりを取り付ける工事は住宅改修の支給対象となりますか。

- A. 利用者の身体状況から必要と認められ、扉(戸)しか取付場所が無い等やむを得ない場合に限り、扉(戸)に十分な強度があることを確認し、扉(戸)を完全に固定して壁と同等の状態であれば、壁に取り付けたものと同じ取扱いとして支給の対象となります。ガラス部分の安全性の確保や補強版を入れる等安全にも配慮してください。また、支給申請を行う際は、扉が固定されていることが確認できる写真を添付してください。

Q

同一敷地内(同一住所)に母屋と離れがあり、母屋と離れの入り口どちらにも段差があるため、双方に手すりをつける工事は住宅改修の支給対象となりますか。

- A. 日常生活の動線上で必ず離れに行かなければならない理由がある(離れにしかトイレがなく、毎回離れに行き排泄を行っている、離れにしか風呂場がなく、自宅で入浴を行う際は毎回離れまで行って洗身しているなど)場合は、支給対象となる可能性があります。利用者によって生活状況が異なるため、事前申請を行う前に一度市にご相談ください。

段差の解消に関する事

Q

昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となりますか。

- A. 昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は、必要な理由に関わらず住宅改修の支給対象外です。リフトについては、移動式、固定式または据え置き式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となります。

Q

掃出し窓に車いすの乗り換えスペースとしてウッドデッキを新設し、駐車スペースまでのスロープを設置する工事は住宅改修の支給対象となりますか。

A. 玄関ではなく掃出し窓から出入りを行う必要がある場合、スロープの設置工事のみ段差の解消工事として支給対象となります。ウッドデッキ部分は車いすの乗り換えが主な目的となるため、支給対象外となります。

Q

玄関から道路までの間に段差があるので、敷地内にスロープを設置する場合、設置するスロープの幅はどの程度まで住宅改修の支給対象となりますか。

A. 具体的な幅の指定はありませんが、利用者の身体状況や車いすを利用する場合の状況を想定した必要な幅（1mから1.2mが目安）が住宅改修の支給対象となります。支給対象となる幅以上のスロープを設置する場合には、見積書の内訳に、工事費用の総額から介護保険対象分の材料費、手間費を算出したものを記載してください。

Q

飛び石を撤去し、コンクリートで通路を平らにする工事は住宅改修の支給対象となりますか。

A. 支給対象となります。その際に、介護保険対象分となるのは、実際に利用者が通路として使用する範囲のみとなります。

Q

玄関から道路までの階段の段数を増やし段差をゆるやかにする工事は、住宅改修の支給対象となりますか。

A. 段差の解消工事として支給対象となります。

Q

着脱式の踏み台の設置は住宅改修の支給対象となりますか。

A. 支給対象となりません。踏み台を固定し、持ち運び等が容易にできないようにする場合は支給対象となります。

床や通路面の材料の変更に関すること

Q

階段に滑り止めのゴムを付ける工事は「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」として支給対象となりますか。

- A. 支給対象となります。滑り止めのゴムは、容易に外れたりしないように固定してください。固定を伴わないものは支給対象外となります。また、滑り止めの滑りが悪すぎる場合、つまづいて転落する危険があるため、利用者の身体の状態を十分に考慮してください。

Q

滑りの防止のため、床材の表面を加工する(溝を付けるなど)工事は「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」として支給対象となりますか。

- A. 利用者の身体の状態から必要と認められた場合は、支給対象となります。その際に、住宅改修が必要な理由書に必要性を記載してください。

Q

フローリングから畳へと変更する工事、また、畳から畳へと変更する工事は「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」として支給対象となりますか。

- A. 利用者の身体の状態から必要と判断され、フローリングまたは通常の畳から、滑りにくい材質などの機能を持たせた畳への交換は支給対象となります。その際に、住宅改修が必要な理由書に必要性を記載してください。

Q

床材が腐食して歩行に支障が生じている、畳が摩耗して滑りやすくなっているなどの理由で床材を変更する工事は、住宅改修の支給対象となりますか。

- A. 単に床材が老朽化したことのみが理由の場合、住宅改修の支給対象となりません。

引き戸等への扉の取替えに関すること

Q

扉そのものは変更しませんが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となりますか。

- A. 利用者の身体の状態から必要と認められた場合には、支給対象となります。
具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバーハンドル等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。

Q

既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸から引き戸へ変更する工事は住宅改修の支給対象となりますか。

- A. 利用者の身体の状態から必要と認められた場合には、支給対象となります。
その際に、住宅改修が必要な理由書に必要性を記載してください。引き戸が老朽化したことのみを理由とした取り替え工事は支給対象となりません。

Q

車いす利用者が、既存の2枚扉の引き戸では幅が狭く車いすで通ることができないため、3枚扉の引き戸に変更する工事は住宅改修の支給対象となりますか。

- A. 利用者の身体の状態を踏まえ、間口の拡大を目的とした扉の変更工事は、住宅改修の支給対象となります。

Q

門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となりますか。

- A. 門扉が外出の際の動線上にあり、改修することによって利用者の自立した生活に繋がると認められた場合は、支給対象となります。その際に、住宅改修が必要な理由書に必要性を記載してください。

Q

壁の一部を壊して扉を新設する工事は、住宅改修の支給対象となりますか。

- A. 扉の新設工事は、扉位置の変更等に比べ費用がかからない場合のみ支給対象となります。その際、扉位置の変更工事を行う場合と扉の新設工事を行った場合の両方の見積書を提出してください。

Q

車いす利用者で、半身麻痺があり引き戸等の開閉が困難であるという理由で、扉をカーテンに変更する工事は住宅改修の支給対象となりますか。

- A. 支給対象となりますが、カーテンの種類によって支給対象費用が異なります。

●アコーディオンカーテンの場合

カーテンレール設置費用、カーテン本体費用、設置に伴う付帯工事費用のいずれも支給対象となります。

●通常のカーテンの場合

カーテン本体の費用は、設置方法に関わらず支給対象外となります。

カーテンレール設置費用、カーテン設置に伴う付帯工事は支給対象となります。

洋式便器等への便器の取替えに関すること

Q

リウマチ等で膝が十分に曲がらない、便座から立ち上がるのが困難な場合などに、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となりますか。

- ①洋式便器に土台を設置してかさ上げする工事
- ②高さのある便器に取り替える工事
- ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合

A. ①支給対象となります。

②利用者の身体の状態から必要と認められた場合には、支給対象となります。

老朽化したことのみを理由とした工事は支給対象となりません。

③支給対象となりません。住宅改修ではなく、腰掛け便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となります。

Q

和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となりますか。

A. 利用者の身体の状態から、洋式便器への取り替えの必要性が認められた上で、商品として洗浄便座一体型となっている場合は、支給対象となります。

Q

既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取替えた場合、住宅改修の支給対象となりますか。

A. 洋式便器等の便器の取替えは、利用者が立ち上がるのが困難な場合等を想定しているため、洗浄機能等の追加のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取替える場合は、住宅改修の支給対象となりません。

Q

身体に麻痺があることから、現状の洋式便器の便座に座れないため、便器の向きを変える工事は、住宅改修の支給対象となりますか。

A. 身体の麻痺の影響により現在の便座の向きでは座ることが難しいなど、利用者の身体の状態から必要であると認められた場合は、支給対象となります。

住宅改修工事に付帯して必要な工事に関すること

Q

手すりを設置する際、壁の強度が弱く、壁全体を補強する工事は保険給付の対象となりますか。

A. 付帯工事として認められるのは、手すり取り付けのための壁の下地補強のみです。壁全体の補強や壁を新設することは、保険給付の対象外です。

Q

身体状況の変化により、これまで設置されていた手すりでは機能が十分でなくなり既存の手すりを取り外し、新しい手すりを設置する場合には、既存の手すりの撤去にかかる費用についても住宅改修費の支給対象となりますか。

A. 手すりの設置に伴う付帯工事として、支給対象となります。

Q

脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置(住宅改修に係るものに限る)を行いました。浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として支給対象となりますか。

- ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更する工事
- ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げるなどの工事
- ③②の状態、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事

A. ①から③のいずれも住宅改修の支給対象となります。

Q

段差解消の際に敷居の撤去を行いました。扉と床の間に隙間が生じることから、扉の一部を継ぎ足す工事は付帯工事として住宅改修の支給対象となりますか。

A. 支給対象となります。

Q

段差を解消するために敷居を撤去する、あるいは廊下の床を嵩上げすることにより現在の扉が使用できなくなる場合、扉を取り替える工事は付帯工事として住宅改修の支給対象となりますか。

A. 段差解消と直接関係がないため、支給対象となりません。

Q

床の段差解消を行うため、スロープを設置する際にもともとある床を解体する必要がある場合、その床の解体工事費は、支給対象となりますか。

A. 床の段差解消に必要な付帯工事として支給対象となります。

その他住宅改修に関すること

Q

新築の住宅に手すりを取り付ける場合、住宅改修の支給対象となりますか。

A. 住宅の新築は住宅改修と認められていませんが、竣工日以降に手すりを設置する場合は、支給対象となります。

Q

賃貸アパートの廊下などの共用部分は、住宅改修の支給対象となりますか。

A. 原則として、利用者の居室のみが支給対象となります。

しかし、洗面所やトイレが共同となっている場合など、利用者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、支給対象となります。その場合、住宅の所有者の承諾を得てから申請を行ってください。

なお、住宅所有者の意向で改修する工事は、支給対象外です。あくまでも、利用者の身体状況、生活領域に合わせて判断を行ってください。

Q

分譲マンションの廊下などの共用部分は、住宅改修の支給対象となりますか。

A. 賃貸アパートと同様、原則は利用者の居室のみが支給対象となりますが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意（同意とは、賃貸借用の承諾書を管理組合名で記載した承諾書を指します。なお、区分所有法による規定も可）があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができます。

Q

家族が大工を営んでいますが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も住宅改修の支給対象となりますか。

- A. 利用者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象となりません。

Q

大工を業としていない知人が住宅改修を行った場合、住宅改修の支給対象となりますか。

- A. 支給対象となりません。

Q

住宅改修の着工時点では要介護(要支援)認定されていた利用者が、その後の更新申請で非該当になった場合、住宅改修費の請求は可能ですか。

- A. 総工事期間のうち、要介護（要支援）認定の有効期間末日までに完成された部分の工事費用については、支給対象となります。
※利用者が死亡した場合も同様です。

Q

住宅改修の着工前に非該当となった場合、住宅改修費の支給対象となりますか。

- A. 支給対象となりません。

Q

住民票と別の場所に居住している場合、利用者の住民票上の自宅に対する住宅改修は、支給対象となりますか。

- A. 利用者の生活実態が自宅にないことから、支給対象となりません。

Q

利用者が、住所を別にする家族の家に一時的に身を寄せている場合、家族の家の住宅改修は支給対象となりますか。

- A. 家族の家に住民票を移している場合は、住宅改修の支給対象となります。
移していない場合は、支給対象となりません。

Q

入院中(施設入所中)に事前に住宅改修を行うことは可能ですか。

- A. 入院中等の期間は、住宅改修が必要と認められないので支給対象となりません。
ただし、退院及び退所が明らかな場合については、支給対象となります。この場合は、償還払いの方法で事前申請を行い、事後申請は退院・退所の後に行ってください。
なお、退院・退所しないことになった場合は支給対象となりません。
退院・退所日が申請日から1週間以内に決まっている方については、受領委任払いでの申請も可能ですが、承認決定通知書の決定年月日は、退院・退所日以降となります。
工事の着工・事後申請は決定年月日以降に行ってください。

Q

グループホーム利用者が自宅へ外泊する場合の自宅の改修は対象となりますか。
同様に、施設利用者、ロングショート利用者が自宅へ外泊する場合の自宅の改修は支給対象となりますか。

- A. 施設を退所する場合は支給対象となりますが、一時的な帰宅や外泊の場合は支給対象となりません。
グループホーム、施設入所者、ロングショート利用者は、生活実態が自宅にないことから、支給対象となりません。

Q

要介護認定申請前に着工した住宅改修は支給対象となりますか。

- A. 支給対象となりません。改修費用は全額自己負担となります。

Q

住宅の所有者が死亡して、相続登記の処理がまだ完了していない場合、住宅改修の承諾書はどのように作成すればよいですか。

- A. 死亡した住宅の所有者に代わって固定資産税を納めている方を住宅の所有者とみなして承諾書を作成してください。
その他承諾書の記入が困難な事情がある場合には、申請前に市までご相談ください。

Q

見積書、内訳書について、材料費や施工費等を区分できない工事がありますが、全て区分する必要はありますか。

- A. 見積書、内訳書で材料費と施工費を適切に区分することとしているのは、改修箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にして工事との整合性を確認するためです。このため、材料費と施工費がどうしても区分できない工事については、工事の内容や規模等が分かるように作成してください。

Q

家族が工事を行う場合、見積書はどのように提出すればよいですか。

- A. 家族が作成した利用者宛ての見積書、もしくは材料を購入する店舗等が作成した利用者宛ての見積書を提出してください。
店舗での発行が難しい場合には、本人または家族が作成し、提出してください。

Q

領収書の宛名は利用者の名前でなくとも良いですか。

- A. 必ず利用者本人の宛名で領収書を作成して下さい。

Q

住民登録上の住所は変わらないが住宅を建替えた場合、建替え前に行った住宅改修の費用は転居リセットの対象となりますか。

- A. 住民登録上の住所での判断となるため、住所が変更にならない場合は対象となりません。

Q

同じマンション内での引っ越しは転居リセットの対象となりますか。

- A. 住民票の住所が部屋番号まで登録されており、部屋番号が変更になる場合は対象となります。

Q

諸経費(現場管理費等)は、保険給付の対象となりますか。

- A. 支給対象となります。
なお、諸経費の割合については、相場を大きく外れないようにしてください。